

総合教育会議 補助資料①給特法等改正にかかる教職員の健康・福祉の確保にむけて令和7年12月10日（水）

学校教育課

1 現状

教師を取り巻く環境は、とても厳しい状況にあります。学校が対応する課題は、多様化・複雑化しています。いじめや不登校、特別支援教育、家庭の問題などです。

そういった状況の中、宇美町の教職員の令和6年度の勤務実態は、小学校では、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員が21.1%おり、月80時間を超える教職員は1.6%で、年間の時間外在校等時間の平均は29.0時間となっています。また、中学校では月45時間を超える教職員が41.8%おり、うち、月80時間を超える教職員は16.2%で、年間の時間外在校等時間の平均は49.7時間となっています。

最も多い教職員は、月95.1時間、年間1,141.23時間で、一部の教職員に偏っている状況となっています。

中学校の時間外在校時間が多くの理由としては、部活動、生徒指導、保護者対応などがあげられます。

2 令和7年度の取組

- ・勤務時間把握のため毎日の在校時間を記録、教育委員会に報告しています。
- ・毎週1回、定時退校日を設定しています。
- ・時間外の電話を留守番電話にしています。(18:00~7:45)
- ・学校閉庁日を設定しています。(8/8~8/18)
→連続10日以上の休暇設定(年2回)
- ・教育委員会が実施する事業の見直しをしています。
→研修事業の大幅削減。学校ヒアリングの削減。
- ・部活動の外部指導者の活用と地域展開を進めています。
- ・特別支援教育支援員等の活用をしています。
- ・土曜授業を年3回(P T A総会、体育会運動会、教育の日)に少なくしています。
- ・年間の授業時間を小4から中3について、1,015時間としています。(余剰時間なし)
- ・水泳学習の民間委託を実施しています。

3 課題と令和8年度に向けて

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・運用

(1) 自治体として取組む内容

- 総合教育会議を通した首長部局と教育委員会との情報共有・連携
- 実施計画の実行(目標管理・進行管理)
- 夏季休業中の課題の精選
- 部活動の地域展開
- 学校電話の録音機能の設置

(2) 学校として取組む内容

- ドライブによる教材等の共有

「すべての子どもたちへのよりよい教育の実現」を目指して ～令和7年6月11日 納特法等改正法が成立しました～

—— 教師の働き方が変わります！ ——

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革



学校の指導・運営体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の待遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた待遇改善(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

- 地域の理解を得るための周知・広報

- 「計画」の総合教育会議への報告
- 首長部局との連携

- 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング
- 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます

教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します

「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示します

個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます

首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師の服務を監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に從事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」

皆さんの地域の子どもたちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1

教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

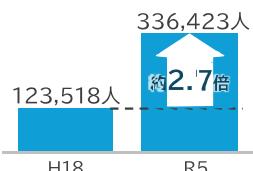
いじめ重大事態

- いじめの重大事態の発生件数（小中学校）



不登校

- 不登校児童数（公立小中学校）



外国人児童生徒

特別支援教育

児童虐待

子供の貧困

教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍（R4:月約47時間）



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めることが難しくなってしまう可能性



▶ 教師が**子どもたちに向き合う時間を確保**することが必要

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
- 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進など



学校の 指導・運営体制の 充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
- 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現など

教師の 待遇改善

- 専門職にふさわしい待遇として、教職調整額の引き上げ（4%から10%まで段階的に引き上げ）など

3 さらに自治体として取り組んでいただきたいこと



総合教育会議を活用した 教育委員会との連携



学校用務員や支援スタッフの 予算化の推進



自治会や地元企業・団体等への 協力要請



学校プールをはじめとする、 学校関係施設の**管理の外部化** のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子どもたちを育てていきましょう



宇美町立小・中学校
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年4月1日
宇美町教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	3
2 目 標	4
3 計画の期間	5
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における教職員の健康・福祉の確保に係る取組を推進していく目的については、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日）の中で示された。その内容を整理すると、次の3点にまとめられる。

- ① 教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを向上させるため。
- ② 自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教職員がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、こどもに対してよりよい教育を行うことができるようになるため。
- ③ 教職員の健康・福祉の確保に係る取組により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け資質能力の向上を図り、こども一人一人の学びを最大限に引き出す教職員としての役割を果たすため。

つまり、教職員の健康・福祉の確保に係る取組の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じ、「全てのこどもへのよりよい教育の実現」である。

上記の目的に到達するために、本実施計画を策定する。

(2) 宇美町の現状

宇美町では教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「宇美町立小中学校管理規則」第35条に「教職員の業務量の適切な管理等」の条項を設け、勤務状況の実態を毎月校長会で示し、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に取組んできた。

こうした取組の結果、宇美町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29.0時間	21.1%	1.6%
中学校	月49.7時間	41.8%	16.2%

小学校においては、月45時間以上を上回る教職員が2割程度いるものの、平均すると29.0時間で抑えられており、80時間を超える教職員はほとんどいない。しかし、中学校においては月45時間を上回る教職員が4割程度おり、80時間を上回る教職員も2割程度いて、平均も月45時間を超える数値となっている。理由としては、部活動や生徒指導、テスト作成・成績処理である。今後、部活動の地域展開を計画通りに推進していくとともに、柔軟な教育課程の編成等、日々の時制の工夫を図ることによって、教職員の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成をめざす目標は以下の通り。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以上の割合を

小学校◆%以下にする。

中学校◆%以下にする。

◇各校の目標（45時間以上の割合 [%]）

	宇美小	宇美東小	原田小	桜原小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中	ハピネス分校
令和7年度値	27.3	24.3	24.3	33.0	19.5	57.4	64.4	63.6	11.9
目標									

- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を

小学校◆時間程度にする。

中学校◆時間程度にする。

◇各校の目標（1箇月の時間外在校等時間の平均時間 [時間]）

	宇美小	宇美東小	原田小	桜原小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中	ハピネス分校
令和7年度値	31.7	32.1	31.1	34.2	26.6	50.8	58.4	61.8	24.4
目標									

(2) ワーク・ライフ・バランスや働き甲斐等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を◆日以上にする。【◆日】

◇各校の目標（有給取得日数 [日]）

	宇美小	宇美東小	原田小	桜原小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中	ハピネス分校
令和7年度値	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
目標									

- ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」を令和7年度以上にする。

【令和7年度◆%】（6年度比±◆）

- ストレスチェックにおける「働き甲斐」を令和7年度以上にする。

【令和7年度◆%】（6年度比±◆）

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

なお、年度ごとに取り組み内容を整理し、更新していく。

(2の目標については令和8年度の目標値を設定している)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・従前から児童生徒の登下校時の見守り活動は、地域コミュニティや地域のボランティアに担っていただいている。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・夜間のパトロールは地域コミュニティに担っていただきおり、学校における自立的な見回りは行っていない。学校との情報共有を行う。
- ・補導された時の対応については、緊急の措置が必要な特別の場合を除き学校による対応は行っておらず、家庭での指導を徹底していただく。

③ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等に学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・これまで法的な対応が必要な保護者への対応については、町の顧問弁護士への相談を仲介してきたが、これまで以上に活用できる環境を整備し校長会等で周知していく。

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・地教委を通して依頼される調査・統計への回答については、教育委員会で精査し、学校への依頼は必要最小限にしていく。

⑤ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の週当たりの実施回数を校長会等で検討し、週時制に余裕を持たせる。

⑥ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の部活動については、地域クラブとしての活動を定着させ地域展開を推進していく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑦ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑯関係）

- ・スクールソーシャルワーカーの配置を◆名体制とする。
- ・学校支援スタッフの雇用を令和7年度水準を維持し、さらに必要な配置を検討する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和◆年度中に全校設置する。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に係る取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、尚且つそれが連續2か月続いた教職員には医師、カウンセラーによる相談支援体制を整える。
- ② ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の環境改善・業務改善を推進していく。
- ③ 学校における定時退校日を週1回以上設定するとともに、連続10日以上の休暇を、2回/年設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、関連する取組や、今後のフォローアップに関する事項について記載する。

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、総合教育会議はもちろん、定例教育委員会及び校長会において報告する。
- (2) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、宇美町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、年2回実施するストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 単に月平均の時間外在校等時間に拘ったり、退庁時間を決めて強制的に退庁する取組を行ったりするのではなく、1 (1) の趣旨を踏まえ目的に到達するため、以下の取組を並行して行う。
 - ①スクラップしたり縮減・精選したりする教育活動をボトムアップで抽出する
 - ②「その職」「その校務分掌」でしかできない業務内容を優先した上で、業務内容の割振を適切に行う
 - ③①②を踏まえ、押し並べて2 (1) (2) の目標が達成できるようにする
- (5) 各学校における教職員の健康・福祉の確保に係る取組みが進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の健康・福祉の確保に係る取組を実施する。